

市民意見の募集結果

幼児教育・保育の無償化などに伴う規則の整備に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	幼児教育・保育の無償化などに伴う規則の整備
政策等の案の公表の日	令和元年 8月8日（木）
意見提出期間	令和元年 8月8日（木）から 令和元年 9月6日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	10件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	5
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	5

(1) 小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の制定

〈具体的な内容〉

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）
- ② 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ③ 子育てのための施設等利用給付認定・変更認定通知書

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	①、②の様式について 「世帯状況の確認のため、住民記録を職権にて閲覧することに同意し、関係する親族から同意を得ています。」とあるが、そうならば職権で記載すればよく、個人番号を記載させ特定個人情報にする必要はあるのか。記載させる必要はあるのか。	D	住民記録（氏名、生年月日、性別、住所等）については、市が子育てのための施設等利用給付に係る認定事務を行う場合には本人の同意を求めることなく利用できる情報でありましたため、当該記載は様式から削除します。 なお、個人番号については、地方税に関する情報を他の自治体から取得する場合などに、申請者に納税証明の添付を求めることなく手続を行うために必要であることから、申請書への記載を求めるものです。 また、申請書の記載事項は内閣府令で定められており、個人番号の記載は必須とされています（子ども・子育て支援法施行規則第28条の3第1項第1号及び第2号）。
2	①の様式について 現住所が市外の場合市内転入後の住所とは、市内に転入予定の者が申請した場合に、転入予定先の住所を記載するということでしょうか。	D	その通りです。 分かりやすい表現に変更しました。
3	①、②の様式について 保護者は個人番号、子ども申請は個人番号（マイナンバー）と表記ゆれがある。	A	両方とも個人番号という表記に統一しました。

4	①、②の様式について 保護者の生年月日は、年月日の記載が無いが、子ども申請の生年月日には年月日の記載があるので統一した方がよい。	A	生年月日の欄は全て年月日を記載するようにしました。
5	①、②の様式について 施設等利用給付に係る認定の申請者は保護者か、それとも子どものどちらか。保護者であるのであれば、子ども申請となっているため、子どもが申請者であると勘違いされるおそれがある。	A	申請者は保護者です。 申請者の欄を「申請者（保護者）」とし、申請子どもの欄を「子ども」という表記に変更しました。
6	②の様式について 生計の中心者に○を付けてください。とあるが、どこに○を付けるのかわからない。	A	「生計の中心者の番号に○を付けてください。」という表記に変更しました。
7	②の様式について 児童との続柄の児童とは子ども申請に記載された者のことか。	D	その通りです。 最終的に「子どもとの続柄」という表記に変更しました。
8	①、②の様式について 「利用（予定含む）する」と「利用する（予定含む）」の表記ゆれがある。	A	「利用する（予定含む。）」という表記に統一しました。
9	②の様式について 「住民記録を職権にて閲覧等を行うこと」の中には認定種別が第3号の保護者の所得状況を確認、他市町村へ照会することは含まれているのか。	D	含まれておりません。申請書冒頭の「（申請に当たって同意していただく事項）」の欄に、市町村民税課税状況の確認についての同意事項を記載する予定です。

10	③の様式について 児童とは、子ども申請の 欄に記載された者のこと でよいか。	D	その通りです。 最終的に「子ども」という表記に変更し ました。
----	---	---	---------------------------------------

(2) 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

意見の提出はありませんでした。

4 提出意見と関係なく変更した点

(1) 小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の制定

- ・使用する用語や根拠条文の引用の有無を統一するなど、記載内容の整備を行いました。
- ・①と②の様式を最初の申請専用にし、子育てのための施設等利用給付変更認定申請書を別途規定しました。
- ・職権による子育てのための施設等利用給付認定変更認定通知書を規定しました。

(2) 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

A 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

副食費の支払いが不要となる者として、子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項に規定する市町村民税世帯非課税者に準ずる者を追加しました。